

生活習慣病治療中の方の特定健康診査について
(みなし健康診査)

① 治療中の方（患者）がみなし健診を希望する

② 医療機関へ提示

・マイナ保険証又は資格確認書等

③ 実施医療機関

※医師の判断と治療中の方（患者）の同意で実施

④ 提出

- ◆ 3か月以内の治療中の血液検査データ
- ◆ 治療中の方の特定健康診査情報提供票」にある検査項目で不足する検査は追加検査を実施

安芸高田市

みなし健診 Q&A

治療で検査したデータを活用することは大丈夫なの？

かかりつけ医で3か月以内に特定健診に相当する検査を受け、その結果を証明する書面の提出があった場合は、特定健診の結果として使用できます。

(高齢者の医療の確保に関する法律第20条)。

【特定健康診査・特定保健指導に関するQ&Aより】

治療中のデータでは特定健診の検査項目が不足する場合はどうするの？

不足する検査項目については医療機関で追加検査をお願いします。なお、その検査費用は追加検査費用はかかりません。

なぜ糖尿病等で治療しているのに特定健診の対象になるの？

特定健診の対象外となる方は、厚生労働省告示第三号（平成20年1月17日）で定められています。具体的には妊産婦・刑事施設入所者・海外居住者・船員で相当期間船舶内にいる者・6か月以上の入院者等となっており、治療中の方は特定健診の対象となっています。

いつまでの診療の検査結果が使えるの？

同一年度内の3か月以内の検査結果が活用できます。特定健診の検査項目が不足し、追加検査が必要な場合は、毎年度3月31日までに検査を済ませてください。

